

資料2

# 内閣府が所管する 国庫支出金等について



内閣府

Cabinet Office, Government of Japan

- ・子ども・子育て支援交付金
- ・子ども・子育て支援整備交付金



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



内閣府子ども・子育て本部

# 地域子ども・子育て支援事業のPDCAサイクルの仕組み

<子ども・子育て支援法の目的>

地域の実情に応じた子ども・子育て支援の実施

<子ども・子育て支援法の基本的な考え方>

- ・市町村が実施主体
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

P : 計画

市町村子ども・  
子育て支援  
事業計画

- ・ニーズ調査
- ・地方版子ども・  
子育て会議等にお  
ける審議  
を踏まえ策定

D : 実施

市町村において  
地域の実情に応  
じた子ども・子育  
て支援の実施

国からは原則、  
利用実績に応じた  
補助

C : 点検

地方版子ども・  
子育て会議

継続的に  
点検・評価  
※地方版子ども・  
子育て会議を設置  
していない場合は、  
子どもの保護者そ  
の他子ども・子育  
て支援に係る当事  
者の意見を聴取

A : 見直し

市町村子ども・  
子育て支援事業  
計画の見直し

# 地域子ども・子育て支援事業と国庫支出金のパフォーマンス指標

## 国庫支出金パフォーマンス指標

- 地方の裁量度の高いものについては、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた取組を促すことが重要である。このため、国庫支出金の性格に応じ、その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価する指標（国庫支出金のパフォーマンス指標）の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築する。
- 所管省庁は、地方の裁量度の高い分野について、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定を求めるとともに、その配分に当たっては、地方自治体ごとの取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつける。

「経済財政運営と改革の基本指針2016」  
平成28年6月2日閣議決定抜粋

## 地域子ども・子育て支援事業

- 地域子ども・子育て支援事業の事業内容は法定されている。  
（子ども・子育て支援法第59条）
- 地方の実情に応じた取組の促進
  - ・市町村を実施主体とし、地域のニーズ調査を行った上で、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て計画を策定するという、PDCAの仕組みを導入している。
  - ・国及び都道府県は市町村を重層的及び財政的に支える。
- 取組状況や達成度合い等に応じたメリハリ
  - ・利用実績に応じた補助を実施。
- その他の地方の取組の支援策
  - ・好事例の横展開を実施（平成27年10月に実施済み（9ページ参照）。今後も実施予定。）



# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ  
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

**市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)**  
幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

## 計画的な整備

**子どものための教育・保育給付**

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
\* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

**地域子ども・子育て支援事業** ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業等
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

## 地方版子ども・子育て会議について

○ 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。

○ 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

＜地方公共団体向けQ & A（平成25年4月内閣府）＞

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

※子ども・子育て支援法第61条第7項に基づき、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときにおいて、地方版子ども・子育て会議を設置していない場合は、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこととされている。

# 地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

## ①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

## ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

## ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

## ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

## ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

## ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

## ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

## ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

## ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

## ⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

## ⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

## ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業



—内閣府委託調査—  
〈概要〉

## I 調査の概要

### 1. 調査の目的

- 子ども・子育て支援新制度においては、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)が地方版子ども・子育て会議を設置し、地域の実情に合った子ども・子育て支援事業計画(以下「支援事業計画」という。)を策定
- 各市町村において子ども・子育て支援施策を効果的に実施していくためには、今後も継続的に地方版子ども・子育て会議において支援事業計画の点検・評価、見直しを行っていくことが重要であることから、活発な活動を行っている地方版子ども・子育て会議の取組や、他の自治体にとって参考となるような支援事業計画の事例について調査し、事例集として取りまとめた上で全自治体に提供
- 調査は(一財)日本開発構想研究所への委託調査として実施し、調査に当たっては、有識者による企画・評価委員会を開催し、調査方針・調査事項・調査対象市町村等のほか、報告書の内容について検討

※本報告書はHP上にも掲載(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/report/h27/jirei/pdf-index.html>)

〈企画・評価委員〉 ※敬称略、五十音順

委員名	所属等
委員長	大豆生田 啓友 玉川大学教育学部 教授、墨田区子ども・子育て会議 会長
委員	上田 賢一 兵庫県健康福祉部子ども局子ども政策課 課長
委員	加藤 泰和 別荘くろみ幼稚園理事長・園長、別海町子ども・子育て会議 委員長
委員	榎原 智子 読売新聞東京本社調査研究本部 主任研究員
委員	田中 由美 特定非営利活動法人ながれやま子育てコミュニティなごっこ代表、流山市子ども・子育て会議 副会長(公募委員)
委員	富岡 紀子 にっぽん子育て応援団 事務局

### 2. 調査対象・調査方法

- 地方版子ども・子育て会議の取組や支援事業計画の内容に関し、先進的と考えられる市町村を中心に、人口・地域バランス等を勘案して30市町村を調査対象として選定
- 調査対象として選定した30市町村にヒアリング調査を実施するとともに、30市町村の地方版子ども・子育て会議会長(1名)及び委員(1名)に対しアンケート調査を実施

〈調査対象市町村〉

	人口5万人未満	人口5~10万人未満	人口10~30万人未満	人口30万人以上	計
北海道	北海道別海町			北海道札幌市	2
東北	岩手県遠野市 岩手県大船渡市		宮城県石巻市	福島県いわき市	4
関東		埼玉県和光市	東京都墨田区 千葉県流山市	東京都世田谷区 神奈川県横浜市	6
甲信越・中部	岐阜県山形市	福井県越前市 三重県名張市 長野県安曇野市	三重県桑名市		5
近畿	京都府与謝野町 大阪府藤取町	滋賀県近江八幡市		兵庫県尼崎市 兵庫県西宮市	6
中部	島根県雲南市	岡山県総社市	広島県東広島市 徳島県吉野町		4
四国	香川県小豆島町		徳島県徳島市		2
九州・沖縄	大分県豊後高田市		長崎県佐世保市	福岡県久留米市	3
計	9	6	8	7	30

## II 調査結果概要(調査テーマ別の事例)

### 1. 地方版子ども・子育て会議の運営に関する事例

- 〇地方版子ども・子育て会議を効果的に進めるための取組(委員構成上の工夫、部会等の設置、意見を出しやすくするための運営上の工夫、委員の自主的な取組等)についての事例を掲載【32事例】
- ※企画・評価委員のコラムとして、北海道別海町における委員の自主的取組、東京都墨田区における区民参画の取組について、詳細に紹介
- ※各市町村の地方版子ども・子育て会議の具体的な委員構成及び特徴、今年度の会議開催予定数・予定テーマのリストを掲載

### 2. 子ども・子育て支援に関するニーズ把握についての事例

- 〇支援事業計画策定に当たり、多様なニーズを把握するための各市町村の取組事例を掲載【15事例】
- (例)・香川県小豆島町における、全町民を対象とするニーズ調査
- ・北海道札幌市における、ワークショップを開催しての当事者及び子どものニーズの把握

### 3. 支援事業計画の特徴、計画実現に向けての推進体制等に関する事例

- 〇支援事業計画の位置付け・基本理念・目標等に関し特徴のある事例(各市町村における子育て支援に関する基本的条例や総合計画等との関係の明確化、近接分野の計画と一体化した形での支援事業計画の策定等)について掲載【9事例】
- 〇支援事業計画の実現に向けての行政機構の改革等、推進体制の工夫に係る事例を掲載【14事例】
- (上記2項目の例)
- ・岩手県遠野市における、子育て支援を市の優先方針として位置付ける従来からの理念・条例等との関連を考慮した支援事業計画の策定、市独自の基金造成
- ・埼玉県和光市における、支援事業計画を含む保健福祉分野の計画全般について整合性を図りつつ施策を推進する手法、保健福祉部の組織再編

### 4. 子ども・子育て支援施策の具体的内容に関する事例

- 〇支援事業計画で定める各市町村の子ども・子育て支援施策のうち、特徴的な地域子ども・子育て支援事業等の事例を掲載(ただし、今回の30市町村に対する調査結果から得られた事例であり、全国の子ども・子育て支援施策の好事例を網羅するものではない)
- ①妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援に関する事例【11事例】
- (例)・三重県名張市における、母子保健コーディネーターの設置等の妊娠段階からの継続的・包括的な支援
- ②①以外の特徴的な地域子ども・子育て支援事業の事例【7事例】
- (例)・大分県豊後高田市における、利用者支援事業を活用した、子どもの健診、就労に関する情報提供等を含むワンストップ窓口の設置
- ・神奈川県横浜市における、各区への利用者支援事業「特定型」と「基本型」双方の配置
- ③その他の特徴的な市町村独自の子ども・子育て支援に関する事業の事例【15事例】
- ※企画・評価委員のコラムとして、島根県雲南市や大分県豊後高田市での地域ぐるみの取組、神奈川県横浜市と東京都世田谷区の利用者支援事業、被災地市町村(岩手県大船渡市・宮城県石巻市)の取組について、詳細に紹介

### 5. 支援事業計画の点検・評価、見直しの仕組みに関する事例

- 〇支援事業計画の点検・評価、見直しに当たっての基本的な考え方、評価指標等は、いまだ検討中の市町村が多いが、その中でも一定の方針や評価指標等を定めている事例を掲載【10事例】
- (例1)行政評価の手法を取り入れて評価
- ・岩手県遠野市における、行政評価の手法を利用した、事業ごとの成果、実績値等を指標とした評価
- (例2)目指すべき将来像に向けて現状がどのような状況にあるかという観点から評価
- ・東京都墨田区における、「子ども」「子育て家庭」「地域」のそれぞれについて5年後の将来像を描き、それぞれ関連する目標を評価指標として定める手法
- (例3)支援事業計画だけでなく、より包括的な計画のレベルで評価指標を設定
- ・東京都世田谷区における、支援事業計画と次世代育成支援対策行動計画を内包する「世田谷区子ども計画」のレベルで評価指標を設定する手法

### Ⅲ チェックポイント

- 各自治体が簡便な形で参照するツールとなるよう、調査結果から、各市町村において取組を行うことで新制度の円滑な施行や効果的な実施が図られると思われる事項のほか、これらの事項に関連し、基本指針等で掲げられているなど、各市町村で最低限取り組んでいただくべき事項を「チェックポイント」として整理

(例)

#### 1. 地方版子ども・子育て会議の運営に当たって

- ◎地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえて事務を処理することができるものとする。
- 上記のため、委員構成は、学識経験者や各種団体・施設代表者に加えて、子育て当事者を公募するなど幅広い立場や年代から選出する。
- 本会議の下に部会や委員会を設置し、専門性の高い審議事項に対応する。
- 委員が自主的な活動として行う住民向けの説明会やワークショップを行政としても側面支援する。

#### 2. 子ども・子育て支援に関するニーズ把握に当たって

- 未就学児の保護者に加え、多様な対象(放課後児童クラブ利用児童及びその他の小学生の保護者、ひとり親家庭、障害を持つ子どもの保護者、小学生・中学生・高校生本人等)に調査を行う等、様々な視点からのニーズを把握する。
- アンケートでは把握が困難なきめ細かいニーズを、グループインタビューやワークショップ、ヒアリング調査などで把握する。

#### 3. 支援事業計画の基本的考え方や、計画実現に向けての推進体制・方法等の検討に当たって

- ◎子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画との調和を保つ。
- 関係部局を一元化する、関係部局を横断的につなぐ組織を設ける、部内会議を開催するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備する。

#### 4. 子ども・子育て支援施策の具体的内容の検討に当たって

- ◎妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携を確保する。
- 特に利用者支援事業については、子育て支援を円滑に利用できるよう情報提供・相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、新制度の趣旨を実現する上で極めて重要な事業であることから、その展開の在り方を工夫する。

#### 5. 支援事業計画の点検・評価、見直しに当たって

- ◎支援事業計画に基づく個別事業の進捗状況(アウトプット)や費用の使途・実績等について点検・評価し、結果を公表するとともに、対策を実施する。
- 個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価する。
- 利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を推進するため、利用者の視点に立った指標を設定する。(具体例：子育てを楽しんでいるかどうか、子育てを支え合える地域のつながりがあるかどうか 等)
- 子どもの育ちの観点からも評価を行う。(具体例：子どもの自己肯定感や社会参加意識の動向)

(注) ◎：各市町村で最低限取り組んでいただく事項

○：各市町村において取組を行うことで、新制度の円滑な施行や効果的な実施が図られると思われる事項

### Ⅳ その他

- 以上のほか、各市町村の関係機関・団体との連携、都道府県・国に期待すること等についても掲載

※上記に関連し、企画・評価委員のコラムとして、都道府県レベルでの取組事例、市民団体における活動事例について、詳細に紹介